第九条第二項中「同号ハ」を「同号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第三に掲げる地域において提供する取引」を「本邦又は外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第三に掲げる地域に該当する外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引」に改め、同項第三号中「居住者」の下に「又は非居住者」を加え、同項第十号イただし書を次のように改める。

ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

第九条第一項第十号イ（一）中「公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）」を「電気通信の送信」に改め、同号ロただし書を次のように改める。

ただし、外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

第九条第一項第十号イ（一）中「公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）」を「電気通信の送信」に改め、同号ロただし書を次のように改める。

ただし、外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあっては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

第九条第一項第十号ロ（一）中「公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）」を「電気通信の送信」に、同号ニ中「需要者」を「利用する者」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「需要者」を「利用する者」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第五号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、同項第四号中「令別表の」を「第六号に掲げるもののほか、令別表の」に改め、「同項の下欄に掲げる地域において」を削り、「、当該技術に係る情報を記録したものの提供」を「、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信」に、「輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域において」を「本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号及び次号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に」に改め、同号イ中「輸出令第四条第一項第一号イに規定する核兵器等（ロ、ハ及び次号において単に「核兵器等」という。）の同号イに規定する開発等（ロ及び次号において単に「開発等」という。）」を「核兵器等の開発等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四　法第二十五条第一項に規定する取引を行おうとする者が当該取引に係る申請の際にあらかじめ当該申請に係る取引により技術の提供を受けた者が当該技術を利用する者に当該技術を提供することを目的とする取引を行うことを明らかにして許可を受けた場合における、当該許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該利用する者に当該技術を提供することを目的とする取引

五　外国において提供を受けた令別表の一の項の中欄に掲げる技術（当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る取引であって、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る外国間等技術取引。ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって居住者が行うもののうち、次のいずれかに該当するものを除く。

イ　当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき

ロ　当該技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

六　外国において提供を受けた令別表の二から一六までの項の中欄に掲げる技術（当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る外国間等技術取引。ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であって、居住者が行うものを除く。

第九条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第十七条第二項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

一　次項各号に掲げる取引に関する行為

二　法第二十五条第一項の許可を受けた居住者からその許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該許可に係る取引に関する行為

本則に次の一条を加える。

（経済産業大臣に対する税関長の通知）

第十二条　税関長は、令第十八条の二第二項の規定により、速やかに、令第十七条第二項の規定により経済産業大臣の許可を要する貨物について次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一　特定記録媒体等の輸出者の氏名又は名称及び住所

二　特定記録媒体等の仕向地

三　特定記録媒体等を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録番号

四　前各号に掲げる事項のほか、税関申告番号、令第十七条第二項の規定による許可に係る許可番号その他税関長への輸出の申告に係る事項

別紙様式第三を次のように改める。

別紙様式第三の次に次のように加える。

別紙様式第四中「第25条第1項」を「第25条第4項」に、「買契約」を「買契約、借契約又は受贈契約」に、「売契約」を「売契約、貸契約又は贈与契約」に改める。

別紙様式第六中「第25条第3項」を「第25条第5項」に改める。

別紙様式第十中「第25条第3項若しくは第4項」を「第25条第5項若しくは第6項」に、「第25条第3項」を「第25条第5項」に改める。

別紙様式第十一中「第25条第4項」を「第25条第6項」に、「買契約」を「買契約、借契約又は受贈契約」に、「売契約」を「売契約、貸契約又は贈与契約」に改める。